



豊田駅南口周辺地区まちづくり計画

豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会
日 野 市

地元密着のまち

～地域で協力し合い、良好な環境の維持・向上を目指して～

水のせせらぎや木々のこもれば、自然の息吹を感じ、人の笑顔が溢れる暮らし。

憩えて、落ち着けて、ほっとして、ふらっと訪れたいくなる商店街。

子どもも大人もお年寄りも、みんなに愛されるまち。

次世代の子や孫にとって、このまちを誇りと愛着が持てるように、

地域で協力し合い、地元密着のまちを目指していきます。

豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会 一同

目次

第一章 はじめに 1

第二章 協議会が行うまちづくりの活動について... 5

- ・ デザインガイドラインの運用
- ・ イベント活動
- ・ 広報活動

第三章 デザインガイドライン 7

プロローグ、デザインガイドラインの概要 ... 8

＜まち全体に関すること＞

ガイドライン 1. まちのイメージづくり 9

＜建物に関すること＞

ガイドライン 2. 建物用途 14

ガイドライン 3. 建物壁面 16

＜屋外空間に関すること＞

ガイドライン 4. 建物前面・壁面後退部分 ... 17

ガイドライン 5. 店先ベンチ、まちかど広場 ... 18

ガイドライン 6. 見せるデザイン、隠すデザイン ... 19

＜広告物に関すること＞

ガイドライン 7. サイン・バナー・屋外広告物 ... 20

デザインガイドライン 一覧表 22

第一章
はじめに

■ 位置付け

～地域主体でまちづくりを進めるための指針

豊田駅南口周辺地区まちづくり計画（以下、「当計画」）は、
地域主体でまちづくりを一体的・継続的・効果的に推進していくための指針となるものです。
土地区画整理事業が進む中、日野市の中心商業核として、
地域に愛され、地域のそとからも人を呼び込める調和のあるまちを地域主体でつくるための、
地域独自のまちづくりのルールです。
計画の内容は、活動の進捗に応じて、随時更新していきます。

～日野市まちづくり条例に基づく「地区まちづくり計画」

当計画は、日野市まちづくり条例に基づき、「豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会」
(以下「協議会」)(※1)が検討し、地域の皆様のご意見を伺いながら策定しました。

まちの将来像を実現するためのソフトとハードの取組みを、
協議会が主体となって運用していきます。

(ソフト：地域のコミュニティづくり、賑わいづくり、情報発信／ハード：街並みのデザイン など)

特にハード面の取組みとしての「デザインガイドライン」には、
建て主や事業者に対して、魅力的な街並みづくりのための目指す方向や、
配慮してほしい内容を定めています。

※1 豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会

：日野市まちづくり条例に基づき、地区住民等（※2）の1/10以上の同意の上平成27年1月に地区まちづくり協議会として認定を受けた。

※2 地区住民等

：当該区域内に住所を有する者、事業を営む者、その区域内の土地又は建築物を所有する者及び規則で定める利害関係者。

■ 対象区域～地区計画の「店舗地区A」

豊田南地区地区計画の「店舗地区A」の区域を対象とします。

駅前の商業地として一体的にまちづくりを行っていきます。



※取り組みの内容により、都市の連続性や地域一体の発展の可能性を踏まえ、
周辺エリアとの連携、外部からの協力も得ながら活動していきます。

まちの将来像、方針

地元密着のまち

～地域の協力による、良好な環境の維持・向上を目指して～

方針①

ほっとして、憩いのある、
落ち着きのある環境づくり

方針②

人がふれあう地元密着の
お店、サービスづくり

方針③

人が流れ、集まる環境／
歓迎しおもてなしする環境づくり

まちの将来像を実現するために、

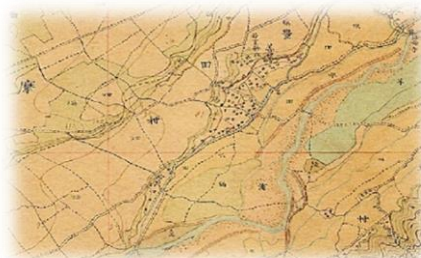
周辺の豊かな自然を感じられ、ゆったりとした住宅地としてさらに魅力的になるような、

地元密着のまちづくりの取り組みを行っていきます。

■ 歴史 ～農あるまちの歴史から生まれた個性ある環境都市～

明治時代、豊田には、若宮神社の南側に集落があり、浅川沿いを中心に水田が広がり、『東京の米蔵』と呼ばれてました。

明治34年に豊田駅が開業しましたが、開業当時は駅の南口のみ改札口がある駅でした。その後、産業の変化に伴い養蚕が盛んになり、周辺には桑畑が広がるようになりました。



明治初期の豊田駅周辺

大正・昭和の時代に入ると、周辺では京王線開通や大規模企業5社の誘致に伴い、内陸工業都市としても発展していきました。同時に大型団地への入居も始まり、街の構造も大きく変わっていきました。

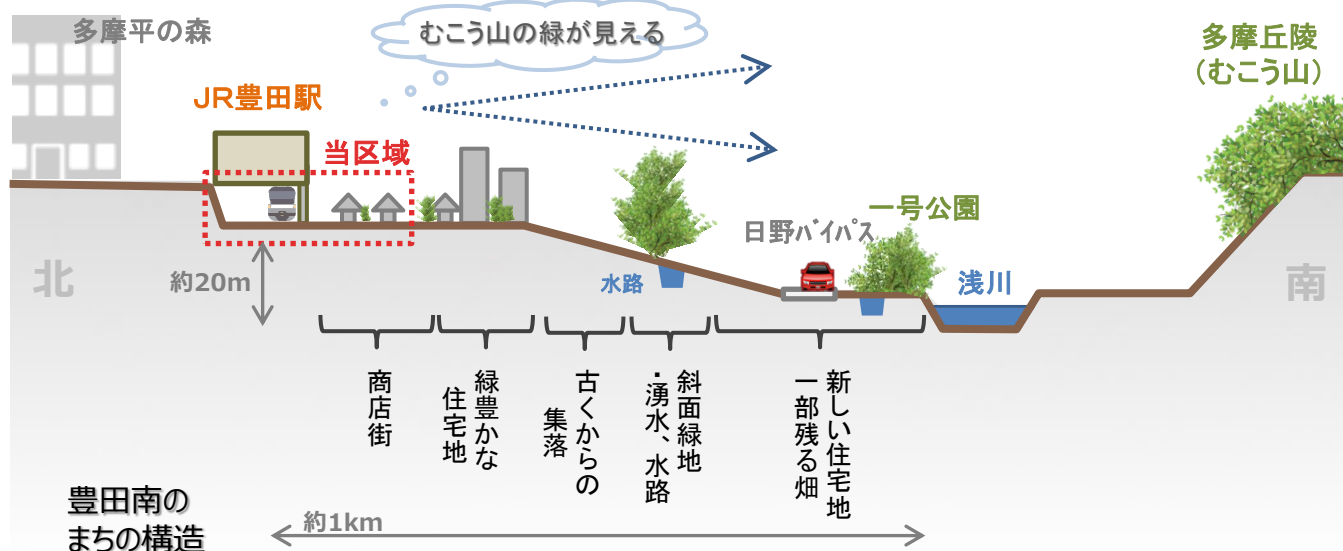
幸い豊田周辺には戦災による大きな被害はみられず、農業から始まり、工業、住宅地として栄えたことで、自然景観を残しながらも、様々な世代が暮らすコミュニティ豊かな街を形成してきました。

※ 『豊田』の地名の由来：中世からの歴史ある古い地名であり、「ハケ下の豊富な湧水や地下水と浅川からの鳥水」で「この村の稲作農業を育成した。豊かにも実る田圃の景観がそのまま地名となった」と言われています。

■ まちの魅力 ～豊かな自然に囲まれた環境～

豊田南の住環境としての一番の魅力は、駅から近い商業地で、崖線下の湧水、水路、多摩丘陵、立派な樹木、水路、浅川 など “周辺の豊かな自然に囲まれた環境があること” です。

駅から南側を見下ろせば、広い空と緑に包まれた豊田のまちの先に広々と多摩丘陵を望み、浅川沿いから見上げれば、まちなかの豊かな緑の先に駅前の市街地をみることができます。駅から浅川までの約1kmの間に約20mの高低差があり、その地形の変化から、駅周辺の緑豊かな住宅地の姿、崖線と豊かな湧水がつくりだす斜面緑地、浅川沿いには一部残る畑や広い公園など、立体的な緑の連続性を感じることができ、広々としてどこかほっとする魅力的なまちです。



第二章
協議会が行う
活動について

■ 協議会が行う活動について

地域主体によるデザインガイドラインの運用

～調和の取れた魅力あるまちをつくるため～

豊田駅南口周辺地区では、地域の人々に愛され、地域の外からも人を呼び込めるまちを目指し、地域で協力し合い、調和のとれた魅力ある街並みをつくるため、街並みの目指す姿とその方法を示したデザインガイドラインを定めます。

対象区域内において事業者や地権者のみなさまが建物や工作物等の計画・設計、変更を行う場合に、このガイドラインに沿った形で計画・設計していただき、行政の手続き前に協議会で審査します。

広々として調和のとれた魅力あるまちづくりを地域主体で進めます。



イベント活動

～足を運べば常に賑わいがあり、みんなに会える、地域の拠り所となるように～

当区域では区画整理により様々な居住者が入居し、新たな地域コミュニティの形成が求められています。様々な関係者が豊田南の多様なイベントの企画段階から参画し、街づくり活動に参加する取り組みを実践していきます。豊田南の本当の発展のため、既存組織とゆるやかな連携や既存の取り組みだけでなく、地域の外からも豊田南を訪れてもらえるような取り組みも試みます。

イベントを通して、店舗のPRや出店のきっかけづくりなど、様々な関係づくりにつなげていきます。



第1回豊田ふれあいフェス
(平成26年5月24日実施)

広報活動

～地域一丸となってまちづくりをしていくために～

豊田南のまちを多くの方に知ってもらい、訪れてもらうため、まちの情報を発信するとともに、協議会の活動、デザインガイドラインを含む本計画の普及、理解促進のための取組を行います。

また個人、行政、外部の方々それぞれを結びつける調整役となります。

①まちづくりニュースの発行

②まちづくり情報の掲示（掲示板）



まちづくりニュース

							第	三	章
	豊	田	駅	南	口	周	辺	地	区
デ	ザ	イ	ン	ガ	イ	ド	ラ	イ	ン

プロローグ デザインガイドラインの概要

デザインガイドラインの位置づけ

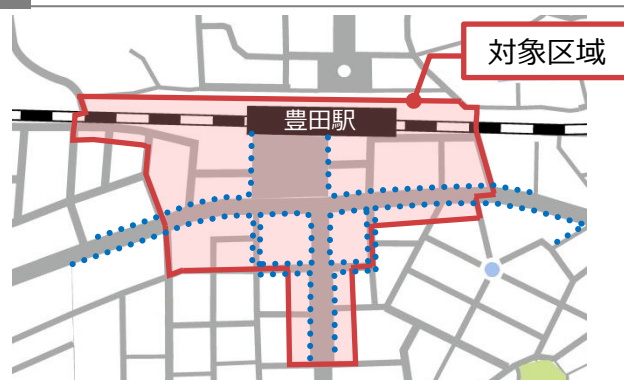
デザインガイドラインは、豊田南のまちの目指す姿とその方法を示したものです。

公共空間に面した敷地沿道の空間や、敷地内、敷地内の建物、またそれらに付随する工作物等を対象としています。対象区域内において事業者や地権者のみなさまが建物や工作物等の計画・設計、変更を行う場合には、このガイドラインに沿った形で計画・設計していただくようお願いいたします。

対象区域

デザインガイドラインは、豊田駅南口周辺地区まちづくり計画と同様、豊田南地区地区計画の店舗地区 A（約5.7ha）の範囲を対象とします。

.....：壁面の位置の制限【豊田南地区計画】
（道路境界線までの距離 1 m以上 1 階部分）



デザインガイドラインの構成

デザインガイドラインは、『沿道空間』『建物、敷地』を対象としています。「まち全体に関すること」「建物に関すること」「屋外空間に関すること」「広告物に関すること」の4項目、7テーマから構成しています。

<まち全体に関すること>

1. まちのイメージづくりのガイドライン

<建物に関すること>

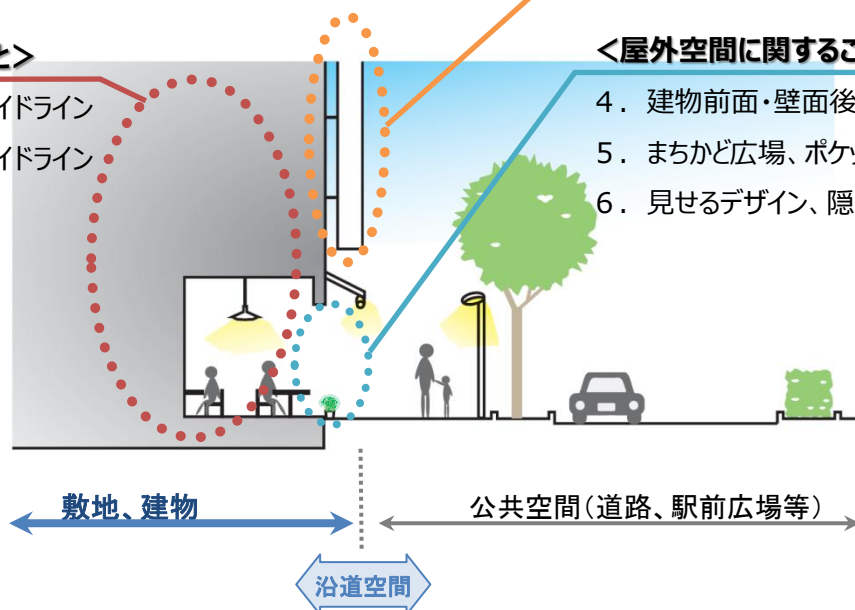
2. 建物用途のガイドライン
3. 建物壁面のガイドライン

<広告物に関すること>

7. サイン・バナー・屋外広告物のガイドライン

<屋外空間に関すること>

4. 建物前面・壁面後退部分のガイドライン
5. まちかど広場、ポケットパークのガイドライン
6. 見せるデザイン、隠すデザイン



デザインガイドラインの見方

デザインガイドラインは、テーマ、目標、取組み、趣旨で構成しています。
また、それぞれの取組みに、写真や絵を用いて表現しています。

テーマ

街の将来像を実現するための
8つのテーマを示しています。

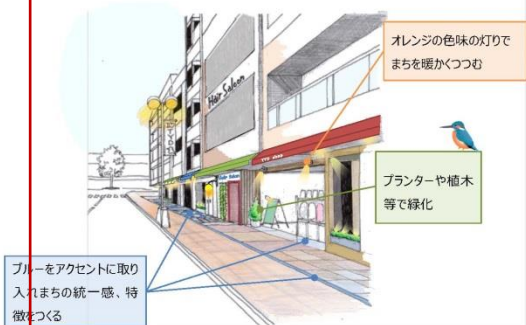
ガイド
ラインまち全体に関すること
1 まちのイメージづくり

「かわせみを呼ぶまち」

〜カワセミカラーで賑わいと特徴のある豊田南のイメージをつくらう

- 1-1. まち全体で、ゆったりと開放感のある、調和のとれたまちを目指しましょう。
- 1-2. 建物壁面や壁面後退部分の舗装面、屋外広告物等には、一部アクセントに【ブルー】を取り入れ、まち全体で統一感のある、特徴あるまちをつくりましょう。
- 1-3. 店先や庭先にはあたたかみのある【オレンジ】の色味（電球色など）の灯りを設置し、夕方や夜もまち全体でほっとするイメージをつくりましょう。
- 1-4. 道路から見える位置に植木やプランター等で緑化し、まち全体で緑豊かなまちのイメージをつくりましょう。【グリーン】
例：店先の空地、バルコニー、建物の窓辺、庭先 等
- 1-5. おしゃれな飲食店や小規模店舗が出店しやすいまちのイメージをつくりましょう。

「緑と清流のまち」を象徴とする「かわせみ」の「ブルー」「オレンジ」「グリーン」を豊田南のまち共通のイメージカラー「カワセミカラー」とします。



12

取組み

目標を達成するための具体的な取組みを示しています。

目標

各テーマに対して、街が目指す目標を示しています。



■その他 まち全体に関すること

(バリアフリー)

1-6. 段差のある場所などは従業員が対応するなど、ハード整備で間に合わないところは人が行うようなバリアフリーを進めましょう。

(防災機能)

1-7. それぞれで、自家発電を設ける、雨水をためて利用する、湧水・水路を活かす等の工夫しましょう。

1-8. 透水性舗装などにより湧水などの街の環境を守るなど、まち全体で防災機能を持たせていきましょう。

豊田駅から南を望むと、ゆるやかな下り坂の先は、浅川を越え、豊かな緑の残る多摩丘陵を望み、その上には青い空が広がります。産線沿いの緑に加え、豊富な湧水はまちの中に今も流れ続けています。駅前の商店街はどこかほっとするやさしい雰囲気があります。JR中央線はオレンジ色の電車として親しまれてきました。そんなまちのイメージが、豊田のまちなかでもたびたび出会うことのできる「カワセミ」に象徴されると考えました。カワセミのカラーで賑わいと特徴的なイメージのあるまちをつつていきます。

13

趣旨

何のためにこのような取組みを行うのかを示しています。

※デザインガイドライン一覧は、22～23ページをご確認ください。

デザインガイドラインの運用

デザインガイドラインは、協議会が主体となり以下のように運用していきます。

（運用主体）

1. 本デザインガイドラインは、豊田駅南口周辺地区街づくり協議会（以下「協議会」）が主体となって運用しますが、協議会に設置する「デザインガイドライン審査部」（以下「審査部」）が、行政対応の窓口、事業者との相談、審査会の開催等を行い、実質的に運用します。

（届け出及び協議）

2. 対象者が対象区域内で建築等の計画を行う際には、デザインガイドライン審査フローに沿い、当協議会の認定を受けてください。

（適用範囲）

3. 本デザインガイドライン策定時に既存、及び工事中の建築物や工作物等には適用しません。ただし、改築や新しく工作物を設置する際等には適用とします。

（デザインガイドラインの継承）

4. 土地・建物の権利変更、テナントの入居者変更等があった場合は、旧対象者から新対象者へ引継いでください。

（賃貸物件入居者への周知）

5. 賃貸物件の入居者に対しては、所有者（オーナー）が地区まちづくり計画について周知し、理解を得てください。

〈届け出、問い合わせ先〉

豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会 事務局

※デザインガイドラインの審査に関することは、日野市 都市計画課にお問い合わせください。

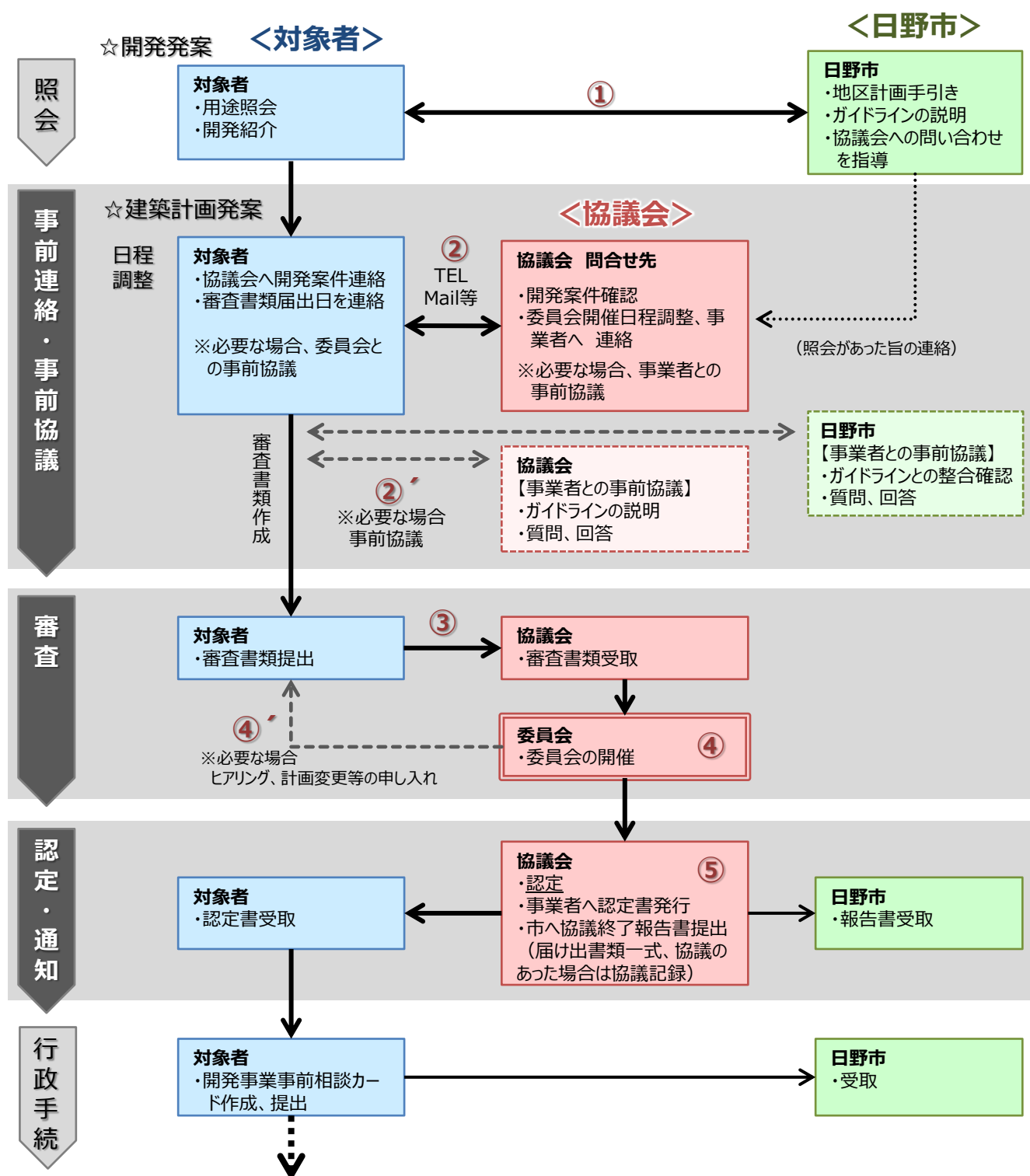
日野市 都市計画課 計画係 042-585-1111（代表）

※地区まちづくり計画（デザインガイドラインを含む）は、日野市 都市計画課でも配付しています。

デザインガイドラインの審査の流れ

事業者からの計画発案後、①→⑤の順に審査を進めます。

日野市の定める「開発事業事前協議に関する手続き制度」の「開発事業事前相談整理カード」の提出前に、当協議会の認定を受けて下さい。



「かわせみを呼ぶまち」

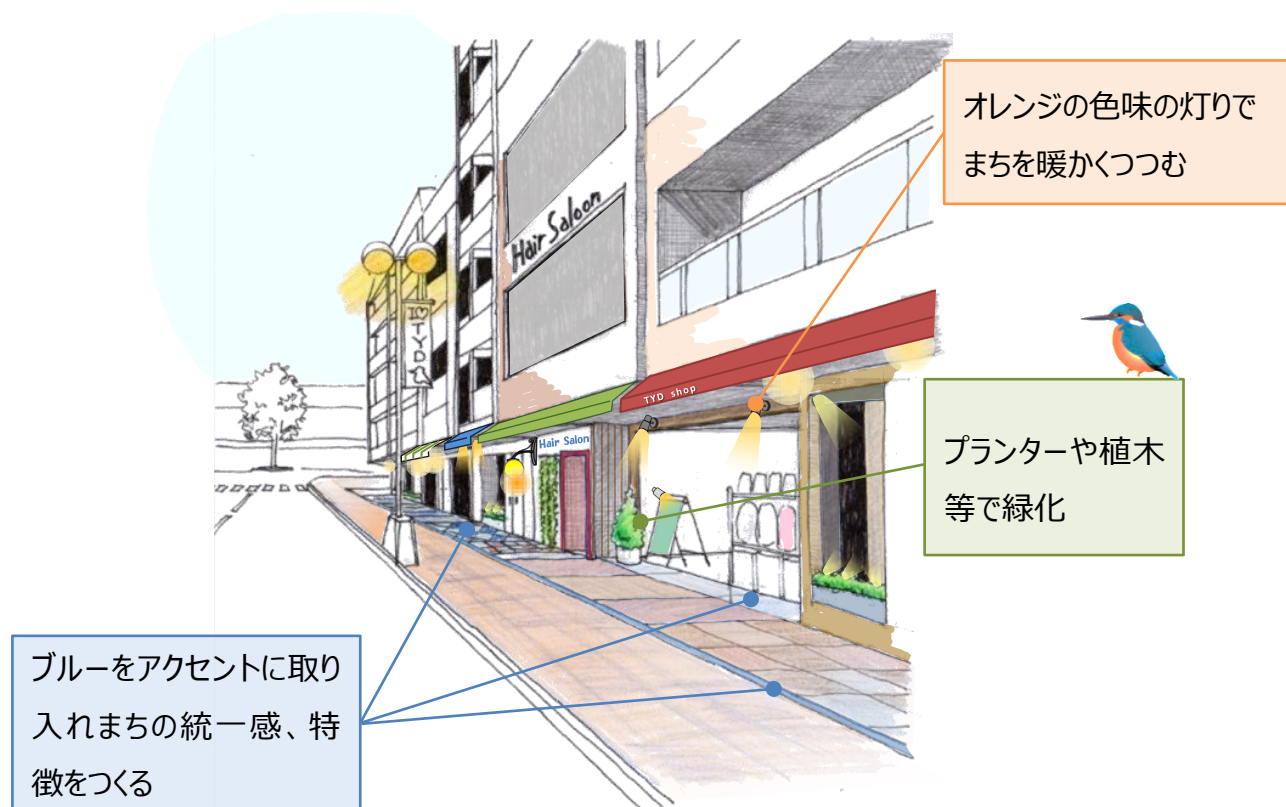
～カワセミカラーで賑わいと特徴のある豊田南のイメージをつくろう

- 1－1. まち全体で、ゆったりと開放感のある、調和の取れたまちを目指しましょう。
- 1－2. 建物壁面や壁面後退部分の舗装面、屋外広告物等には、一部アクセントに【ブルー】を取り入れ、まち全体で統一感のある、特徴あるまちをつくりましょう。
- 1－3. 店先や庭先にはあたたかみのある【オレンジ】の色味（電球色など）の灯りを設置し、夕方や夜もまち全体でほっとするイメージをつくりましょう。
- 1－4. 道路から見える位置に植木やプランター等で緑化し、まち全体で緑豊かなまちのイメージをつくりましょう。【グリーン】

例：店先の空地、バルコニー、建物の窓辺、庭先 等

- 1－5. おしゃれな飲食店や小規模店舗が出店しやすいまちのイメージをつくりましょう。

「緑と清流のまち」を象徴とする“かわせみ”の「ブルー」「オレンジ」「グリーン」を豊田南のまち共通のイメージカラー『カワセミカラー』とします。





～カワセミについて～

くちばしが尖り、体に比べ頭が大きく尾が短いことが特徴。青緑色の羽が宝石の“翡翠”（ひすい）のようであることから「鳥の宝石」といわれるほど、美しい姿をしています。清流を好む鳥で、緑と清流のまちを目指す日野・豊田を象徴しています。

●あざやかな羽の【ブルー】

多摩丘陵にかけて広がる豊田の青空や、豊かな清流を象徴する色です。建物の壁面や壁面後退部分の舗装面、屋外広告物等には空や清流を感じさせるようなブルーを一部アクセントに取り入れ、まち全体で統一感のある、特徴あるまちをつくりましょう。

●ふっくらしたお腹の【オレンジ】

夕暮れ時の光のように、人をやさしく包み込む色です。中央線を象徴する色でもあります。夕方や夜もまち全体でほっとする暖かみのあるイメージをつくるため、店先や庭先には電球色の灯りを工夫して設置しましょう。

●翡翠（ヒスイ）を想わせる【グリーン】

豊田南の崖線の緑地や“むこう山”（多摩丘陵）の豊かな自然を象徴する色です。道路から見える位置に植木やプランター等で緑化し、まち全体で緑豊かなまちのイメージをつくりましょう。

例：店先の空地、バルコニー、建物の窓辺、庭先 等



■その他 まち全体に関すること

（バリアフリー）

- 1-6. 段差のある場所などは従業員が対応するなど、ハード整備で間に合わないところは人が行けるようなバリアフリーを進めましょう。

（防災機能）

- 1-7. それぞれで、自家発電を設ける、雨水をためて利用する、湧水・水路を活かす等の工夫しましょう。
- 1-8. 透水性舗装などにより湧水などの街の環境を守るなど、まち全体で防災機能を持たせていきましょう。

豊田駅から南を望むと、ゆるやかな下り坂の先は、浅川を越え、豊かな緑の残る多摩丘陵を望み、その上には青い空が広がります。崖線沿いの緑に加え、豊富な湧水はまちの中に今も流れ続けています。駅前の商店街はどこかほっとするやさしい雰囲気があります。JR中央線はオレンジ色の電車として親しまれてきました。そんなまちのイメージが、豊田のまちなかでもたびたび出会うことのできる“カワセミ”に象徴されると考えました。カワセミのカラーで賑わいと特徴的なイメージのあるまちをつくっていきます。

日野市の中心商業核にふさわしい、 活気と魅力ある地元密着の商業地をつくろう

- 2－1．道路に面した1階部分は、物販・飲食・サービス業等の店舗など、お年寄りや子育て世代にもやさしいまちの賑わいを生む用途としましょう。
- 2－2．その他（店舗等以外）の用途とする場合は、周辺との調和・バランスを考え、まちの賑わいを途切れさせないように、つくり方に配慮しましょう。
- 2－3．周辺の迷惑となる用途、まちにふさわしくない用途の立地は避けましょう。

【建物用途 別表を参照】



元町商店街(横浜市)

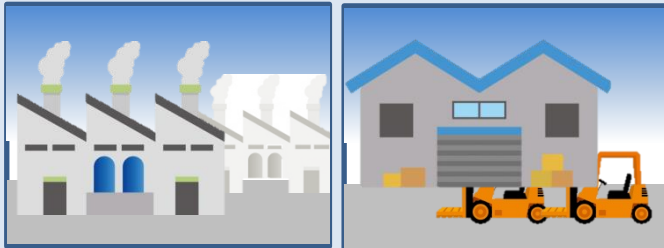
小さなお子さんから、学生、お仕事の方々、子育てファミリー、お年寄りまで、様々な世代の方が利用するまちとして、地域の方が集い、気軽に利用できるように賑わいを地域の皆様とつくっていきたく考えています。そのため、当区域に定められる地区計画の用途制限以外の用途でも、地域としてふさわしくないものについてはできるだけ避けていただきますよう、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

■ 豊田駅南口周辺地区地区計画で定められている建物用途規制〈店舗地区A〉

○工場

ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものはこの限りではない。

○倉庫業を営む倉庫



○ラブホテル、ストリップ劇場・ポルノ映画館など、アダルトショップなど

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に掲げる建築物又は施設。
- ・風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行の用に供するもの。
- ・風営法第2条第6項第5号の店舗の用に供するもの。



○1階部分は非住宅

1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの。ただし、2階以上に供する玄関、階段等はこの限りでない。

■建物用途 別表

建築基準法による用途	備考
住宅、一戸建ての住宅	地区計画により1階部分は非住宅となります
長屋	地区計画により1階部分は非住宅となります
共同住宅	地区計画により1階部分は非住宅となります
社宅、学生寮、寄宿舍	地区計画により1階部分は非住宅となります
下宿	地区計画により1階部分は非住宅となります
住宅で事務所、店舗を兼ねるもの	地区計画により1階部分は非住宅となります
幼稚園	—
小学校	—
中学校、高等学校	—
養護学校、盲学校、聾学校	—
大学又、高等専門学校	—
専修学校	—
各種学校	—
図書館その他これに類するもの	—
博物館	—
神社、寺院、教会その他	—
老人、身体障害者福祉ホーム他	—
保育所その他これに類するもの	—
助産所	—
児童福祉施設 等	—
公衆浴場	—
診療所（患者の収容施設有り）	—
診療所（患者の収容施設無し）	—
病院	—
巡査派出所	—
公衆電話所	—
郵便局	—
地方公共団体の支庁又は支所	—
公衆便所、休憩所等	—
法令第130条の4第5号	できるだけ建設を避けていただく施設
税務署、警察署、保健所、消防署	—
工場（自動車修理工場を除く）	建築基準法に定める食品製造・加工業以外の工場は建設できません
自動車修理工場	—
危険物の貯蔵、処理に供するもの	—
ボーリング、スケート、水泳場	—
体育館又はスポーツの練習場	—
マージャン、射的場、カラオケボックス	—
ぱちんこ屋	地区計画で制限するよう市にはたらかねます
ホテル又は旅館	地区計画に定める風営法上の規制にかかる施設は建設できません
自動車教習所	—
畜舎	—
堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場 等	—
日用品の販売を主目的とする店舗	—
百貨店、マーケット その他	地区計画に定める風営法上の規制にかかる施設は建設できません
飲食店	—
食堂、喫茶店	—
理髪店、美容院	—
銀行の支店、損害保険代理店他	—
物品販売業を営む店舗以外の店舗	—
事務所	—
映画スタジオ又はテレビスタジオ	—
自動車庫	—
自転車駐車場	—
倉庫業を営む倉庫	地区計画の定めにより建設できません
倉庫業を営まない倉庫	できるだけ建設を避けていただく施設
劇場、映画館又は演芸場	地区計画に定める風営法上の規制にかかる施設は建設できません
観覧場	—
公会堂又は集会場	—
展示場	—
料理店	—
キャバレー、カフェ等	—
ダンスホール	—
個室付浴場業に係る公衆浴場他	—
卸売市場	別途都市計画法上の決定が必要になる施設
火葬場、と畜場、汚物処理場	別途都市計画法上の決定が必要になる施設
その他（水族館、動物園、遊園地など）	—

周辺と調和のとれた街並みをまち全体でつなげていこう

- 3-1. 周辺と調和しにくい原色や蛍光色の利用、鏡面仕上げ等は避け、形態や素材・色など、周辺との「調和」を図りましょう。
- 3-2. 街並みの閉鎖性をなくすため、店舗では閉店時に透過性のあるシャッターを活用するなど、街並みの閉鎖性をなくす工夫をしましょう。
- 3-3. 通りから建物の裏面が見えてしまう場合など、通る人に楽しんでもらうために建物裏面（壁面構成や形態など）にも配慮しましょう。



隣同士の建物は違うけれど、
軒の高さや色合いを揃えて調和を図る
（横浜元町）



閉鎖性が少ないシャッター（日野市）

街路と接する建物は、街並みを形づくる大きな要素であり、特にその壁面は街並みを大きく印象づける部分です。建物全体のつくりや用途、中のテナント等によって建物壁面のつくり方も変わってくると思いますが、それぞれの建物の個性を尊重しながらも、全体として調和のとれた街並みを目指します。

「1.まちのイメージづくりのガイドライン」で示す【ブルー】のアクセントカラーや、【オレンジ】の灯り、緑の【グリーン】や、見落としがちな建物の裏面、人通りの少なくなる夜間の街並みも、まちの魅力のため、建物壁面に関する重要なポイントとなります。

まちの賑わいをつくるために活用しよう

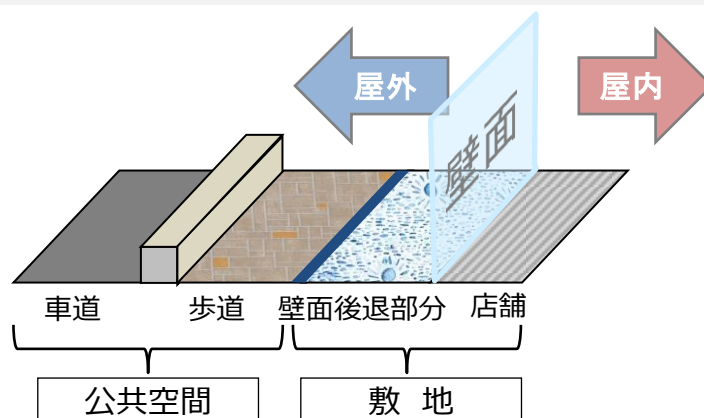
誰でも安心して歩ける空間をつくろう

(建物前面)

- 4-1. 道路に面した建物の前面や店舗入口は、それぞれで工夫し、まちの魅力向上のための演出をしましょう。
- 4-2. 街並みの統一感や安全な歩行空間をつくるため、道路～（壁面後退部分）～店舗入り口、隣地どうしなど、極力段差をつけないフラットな空間整備をしましょう。前面道路との関係で勾配がある場合は、“道路なり”に揃えましょう。
- 4-3. 素材や色など、周辺との調和を図るとともに、まちの魅力向上のため、できる限り一段上の整備を目指しましょう。カワセミのアクセントカラーを入れるとともに、バリアフリーの観点から、滑りにくい舗装、仕上げてみましょう。

(壁面後退部分)

- 4-4. 壁面後退部分には、歩行の支障となるものは置かないようにしましょう。賑わいづくりのための商品ワゴンや置き看板等は、あらかじめ届出をし、管理を徹底しましょう。



道路に面した建物の前面部分は、通りと建物をつなぐ部分であり、建物の壁面とともに、街並みを大きく印象づける部分でもあります。お店に入りやすい雰囲気街並みとなるよう、建物前面のしつらえや空間づくりを工夫するとともに、安全に歩けるよう、地面は滑りにくく、段差のないフラットな構造としましょう。

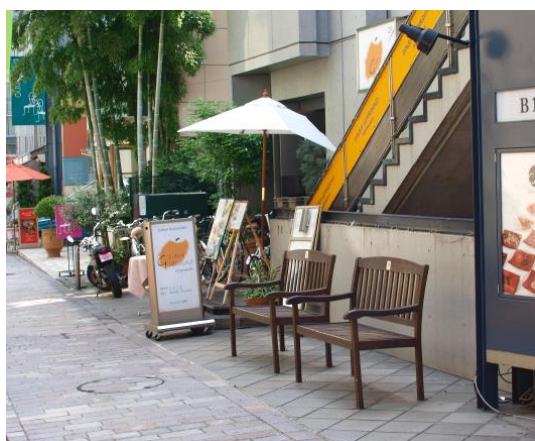
また、また当区域は、幹線道路沿いや街区内の一部に地区計画で壁面後退の指定があります。その部分は前面の道路と一体的に利用するようにしましょう。

店先のちょっとした空間で、ほっとできるおもてなしの演出をしよう

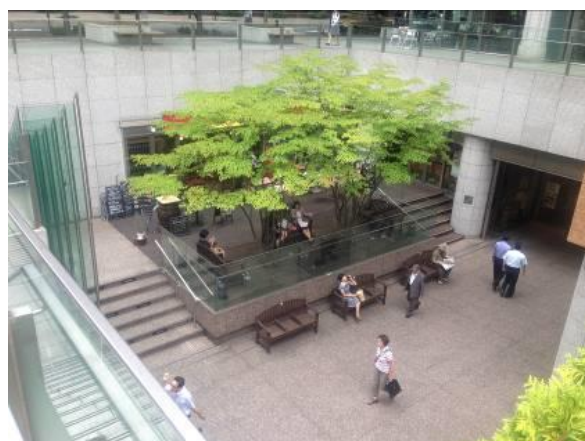
5-1. 地区計画に定める壁面後退の規定（1m）以上後退するなど店構えのつくり方に工夫し、敷地内に店先ベンチ（人がたまる場所、休めるところなど）をつくりましょう。

例：樹木やベンチの設置、お年寄りやベビーカーが休みしたりおしゃべりできる場所 など

5-2. 大きな街区には、積極的にまちかど広場（ポケットパーク・休憩スペース等）を設けましょう。



ちょっと休める場所・おしゃべりできる場所
（自由が丘）



溜まりの空間（大手町）

店先や敷地内のちょっとした空間は、通りから店に入るまでのおもてなしの空間であり、歩いて楽しい街並みのリズムをつくることのできる空間です。それぞれの敷地で規模や設えなどを工夫して、利用者が気軽に立ち寄れる雰囲気積極的につくっていきましょう。

店先のちょっとした空間を利用して、買い物につかれたときにちょっと座って憩えるベンチを置いたり、プランターの緑化や、ちょっと雨のしのげるひさしをつけるなど、ほっとできる空間をつくりましょう。

大きな街区でも、人が溜まれる空間や休憩スペース、オープンカフェなど、おもてなしの演出をしましょう

街並みとの調和を考えながら、見せる／隠す を演出しよう

(駐輪場、駐車場)

- 6-1. 防犯のため、明るい照明を設置し、死角をつくらず人の目が届きやすいつくりにしましょう。
- 6-2. 賑わいの連続性のため、ずっとフェンスが続くような街並みづくりは避けましょう。

(自動販売機)

- 6-3. 自動販売機を設置する場合は、統一された壁面線の内側に設置し、お洒落な色・イメージカラーに合わせるなど、街並みに調和するように配慮しましょう。

※設置する際、自動販売機企業に相談してください。

(室外機、設備機器 等)

- 6-4. 通りから目立たない位置に設置するか、目隠しをし、店や建物に同化させるなど、周辺との調和を図り、通行人に直接風が当たらないようにしましょう。

(工事中の仮囲い)

- 6-5. 工事中の仮囲いは、殺風景にならないように工夫しましょう。

例：写真を貼る、学生と共同で囲い板に絵を描く 等



駐車場



木枠設置(川越市)



室外機の覆い(二子玉川)



写真貼付(銀座)

建物の屋外空間には、フェンスや建物の設備機器、自動販売機など、様々なものが設置されます。ひとつひとつ、少しずつの配慮をするだけで、街全体としての調和につながります。

駐輪場・駐車場は、まちを訪れる人や生活に必要な施設ですが、常時人がいないことが多く、防犯にも注意が必要です。閉鎖的な作りにならないよう、また賑わいに配慮したものとしましょう。

また工事中の仮囲いは、一時的なものではありますが、安全面に配慮しながらも、通りから閉鎖的にならない工夫をお願いします。

まちの魅力向上のため、わかりやすく、調和のとれた表示にしよう

- 7-1. 周辺のまちなみと調和しにくい派手なネオンや蛍光色、原色は避け、素材、色、大きさ、数などに配慮し、周辺との調和を図りましょう。
- 7-2. 街のイメージに配慮した配色とし、まちの価値を高める工夫したデザインとしましょう。
- 7-3. 安全な歩行、賑わいに配慮し、老朽化や破損・放置の無いよう、適切な管理のもと設置しましょう。
- 7-4. 窓に広告を貼る場合（窓貼り広告）も、屋外広告物と同様の配慮をしましょう。



元町商店街(横浜市)

参考〈屋外広告物の種類〉

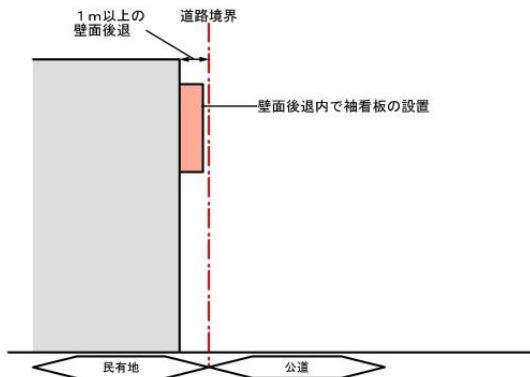


東京都市整備局HPより

- ①屋上広告板
- ②地上（建植）広告板
- ③壁面広告板、広告幕（板）
- ④突出広告版
- ⑤屋上広告塔
- ⑥小型広告板、アーチ、装飾街路灯、店頭装飾
- ⑦広告幕、立看板等、広告旗、はり紙、はり札等
- ⑧アドバルーン
- ⑨電柱・街路灯柱利用広告、標識利用広告、車体利用広告

(袖看板など、建物壁面や屋上に設置する種類のもの)

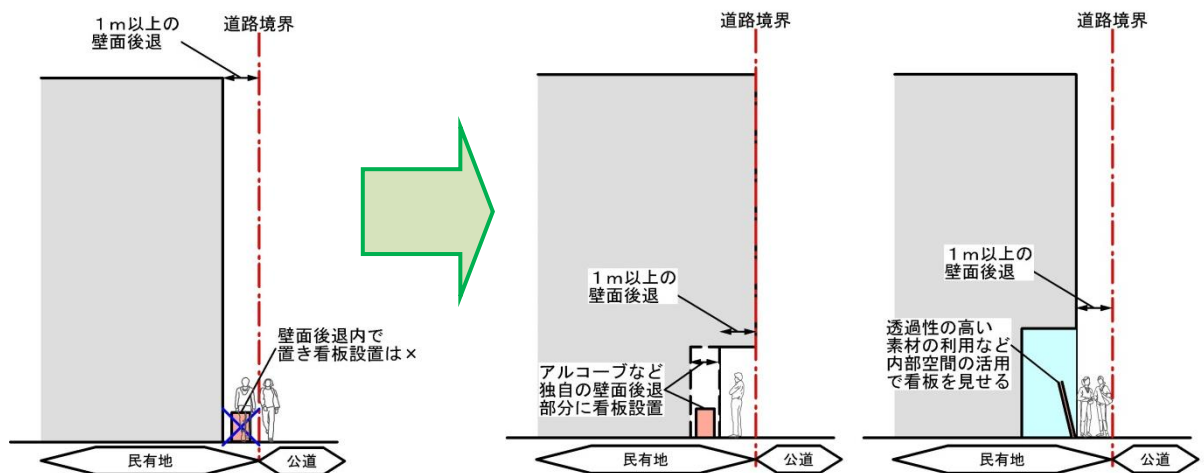
7-5. 原則として道路上へはみ出さないようにしましょう。



(置き看板など地上部に設置する種類のもの)

7-6. 安全な歩行に配慮し、地区計画の規定以上壁面後退する等、店構えに工夫し、道路上には設置しないようにしましょう。

7-7. 壁面後退部分に設置する場合は、届け出をし、自らで管理を徹底しましょう。



サイン・バナー・屋外広告物等は、お店やオフィスの場所を示したり、商品やサービスの情報を提供するだけでなく、目的の場所に人を案内、誘導するなど、情報の伝達手段として、欠かせないものとなっています。しかし、それらが無秩序、無制限に設置されると、良好な街並みが損なわれたり、広告物の破損、落下など事故が発生する危険も生じるため、適正な規制を行う必要があります。

設置にあたっては、東京都屋外広告物条例の規定によるほか、周辺との調和を考え、豊田南にふさわしい、魅力のあるものになるようそれぞれで工夫しましょう。

デザインガイドライン 一覧表

項目		詳細
まち全体に関すること	まちのイメージづくり	「かわせみを呼ぶまち」 ～カワセミカラーで賑わいと特徴のある豊田南のイメージをつくろう 1－1. 建物壁面やセットバック部分の舗装面等に【ブルー】のアクセントカラーを使い、まち全体で統一感のある、特徴あるまちをつくりましょう。 1－2. 夕方や夜もまち全体でほっとするイメージをつくるため、店先や庭先には工夫してあたたかみのある【オレンジ】の色味（電球色など）の灯りを設置しましょう。 1－3. 道路から見える位置に植木やプランター等で緑化し、まち全体で緑豊かなまちのイメージをつくりましょう。【グリーン】 1－4. おしゃれな飲食店や小規模店舗が出店しやすいまちのイメージをつくりましょう。 1－5. まち全体で調和の取れたまちを目指しましょう
	その他まち全体に関すること	(バリアフリー) 1－6. 段差のある場所などは従業員が対応するなど、ハード整備で間に合わないところは人が行うようなバリアフリーも進めましょう。 (防災機能) 1－7. それぞれで、自家発電を設ける、雨水をためて利用する、湧水・水路を活かす等の工夫しましょう。 1－8. 透水性舗装などにより湧水などの街の環境を守るなど、まち全体で防災機能を持たせていきましょう。
建物に関すること	建物用途	日野市の中心商業核にふさわしい、活気と魅力ある地元密着の商業地をつくろう 2－1. 道路に面した1階部分は、物販・飲食・サービス業等の店舗など、お年寄りや子育て世代にもやさしいまちの賑わいを生む用途としましょう。 2－2. その他（店舗等以外）の用途とする場合は、周辺との調和・バランスを考え、まちの賑わいを途切れさせないように、つくり方に配慮しましょう。 2－3. 周辺の迷惑となる用途、まちにふさわしくない用途の立地は避けましょう。 【建物用途 別表を参照】
	建物壁面	周辺と調和のとれた街並みをまち全体でつなげていこう 3－1. 周辺と調和しにくい原色や蛍光色の利用、鏡面仕上げ等は避け、形態や素材・色など、周辺との「調和」を図りましょう。 3－2. 街並みの閉鎖性をなくすため、店舗では閉店時に透過性のあるシャッターを活用するなど、街並みの閉鎖性をなくす工夫をしましょう。 3－3. 通りから建物の裏面が見えてしまう場合など、通る人に楽しんでもらうために建物裏面（壁面構成や形態など）にも配慮しましょう。

項目		詳細
屋外空間に関すること	建物前面・壁面後退部分	まちの賑わいをつくるために活用しよう誰でも安心して歩ける空間をつくろう (建物前面) 4-1. 道路に面した建物の前面や店舗入口は、それぞれで工夫し、まちの魅力向上のための演出をしましょう。 4-2. 街並みの統一感や安全な歩行空間をつくるため、道路～(壁面後退部分)～店舗入り口、隣地どうしなど、極力段差をつけないフラットな空間整備をしましょう。前面道路との関係で勾配がある場合は、“道路なり”に揃えましょう。 4-3. 素材や色など、周辺との調和を図るとともに、まちの魅力向上のため、できる限り一段上の整備を目指しましょう。カワセミのアクセントカラーを入れるとともに、バリアフリーの観点から、滑りにくい舗装、仕上げにしましょう。 (壁面後退部分) 4-4. 壁面後退部分には、歩行の支障となるものは置かないようにしましょう。賑わいづくりのための商品ワゴンや置き看板等は、あらかじめ届出をし、管理を徹底しましょう。
	店先ベンチ・まちかど広場	店先のちょっとした空間で、ほっとできるおもてなしの演出をしよう 5-1. 地区計画に定める壁面後退の規定(1m)以上後退するなど店構えのつくり方に工夫し、敷地内に店先ベンチ(人がたまる場所、休める場所など)をつくりましょう。 5-2. 大きな街区には、積極的にまちかど広場(ポケットパーク・休憩スペース等)を設けましょう。
	見せるデザイン、隠すデザイン	街並みとの調和を考えながら、見せる／隠す を演出しよう (駐輪場、駐車場) 6-1. 防犯のため、明るい照明を設置し、死角をつくらず人の目が届きやすいつくりましょう。 6-2. 賑わいの連続性のため、ずっとフェンスが続くような街並みづくりは避けましょう。 (自動販売機) 6-3. 自動販売機を設置する場合は、統一された壁面線の内側に設置し、お洒落な色・イメージカラーに合わせるなど、街並みに調和するよう配慮しましょう。 (室外機、設備機器 等) 6-4. 通りから目立たない位置に設置するか、目隠しをし、店や建物に同化させるなど、周辺との調和を図り、通行人に直接風が当たらないようにしましょう。 (工事中の仮囲い) 6-5. 工事中の仮囲いは、殺風景にならないように工夫しましょう。
広告物に関すること	サイン・バナー・屋外広告物	まちの魅力向上のため、わかりやすく、調和のとれた表示にしよう 7-1. 周辺のまちなみと調和しにくい派手なネオンや蛍光色、原色は避け、素材、色、大きさ、数などに配慮し、周辺との調和を図りましょう。 7-2. 街のイメージに配慮した配色とし、まちの価値を高める工夫したデザインとしましょう。 7-3. 安全な歩行、賑わいに配慮し、老朽化や破損・放置の無いよう、適切な管理のもと設置しましょう。 7-4. 窓に広告を貼る場合(窓貼り広告)も、屋外広告物と同様の配慮をしましょう。 (袖看板など、建物壁面や屋上に設置する種類のもの) 7-5. 原則として道路上へはみ出さないようにしましょう。 (置き看板など地上部に設置する種類のもの) 7-6. 安全な歩行に配慮し、地区計画の規定以上壁面後退する等、店構えに工夫し、道路上には設置しないようにしましょう。 7-7. 壁面後退部分に設置する場合は、届け出をし、自らで管理を徹底しましょう。

豊

田

駅

南

口

周

辺

地

区

ま

ち

づ

く

り

計

画



豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会

この冊子についてのお問い合わせは、
日野市 都市計画課 計画係 042-585-1111(代表) へ。